11 4の規定により設置される仲裁廷は、この協定及び関係する国際法の規則に従い、係争中の事案について決定する。

12 被申立人は、この条の規定に基づく仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する塡補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。

13 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

(a) 被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務に違反したかどうか。

(b) 違反があった場合には、次の(i)又は(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方

(i) 損害賠償及び適当な利子

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、申立人及びその投資財産に関し、被申立人の法令に基づく義務に当該被申立人が違反したかどうかに関する決定を下してはならない。ただし、この規定は、(a)に規定する仲裁廷の権限を害するものではない。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、関係する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

14 被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものにすることができる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

(d) その開示が法令の実施を妨げる情報

(e) その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該被申立人が認める情報

15 仲裁地は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国の国内とする。

16 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ＩＣＳＩＤ条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

第二十五条　文書の送達

1 この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。

(a) 日本国については、外務省経済局

(b) イスラエル国については、財務省国際部又はその後継機関

2 一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。

3 各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。

第三章　合同委員会

第二十六条　合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 第八条1の規定に従って維持され、改正され、又は修正された適合しない措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c) 第八条2の規定に従って採用され、又は維持された適合しない措置について、両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d) この協定の範囲内の投資に関連する事項であって投資環境の整備に関係するものについて情報を交換し、及び討議すること。

(e) 投資に関する合意に関して、いずれかの締約国が提起するあらゆる問題について検討すること。

(f) 投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であって、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会は、一方の締約国の要請があった場合には、会合する。

第四章　最終規定

第二十七条　見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十八条　最終規定

1 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を外交上の経路を通じて書面により相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 両締約国は、いずれか一方の締約国の要請により、この協定のいかなる改正についても合意することができる。いかなる改正も、両締約国によりそれぞれの国内手続に従って承認され、両締約国が合意する日に効力を生ずるものとし、その後はこの協定の不可分の一部を成す。

4 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の領域において当該他方の締約国の法令に従って形成されたものについても適用する。

5 この協定の終了の日の前に形成された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

6 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する紛争については、適用しない。

7 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十七年二月一日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国に代わる日本国政府のために
岸田文雄

イスラエル国に代わるイスラエル国政府のために
Ｍ・カハロン

附属書Ⅰ　第八条1(a)に規定する現行の適合しない措置

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務の一部又は全部に服さない当該締約国の現行の措置について、第八条1(a)の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条

(b) 第三条

(c) 第六条

(d) 第七条

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の観点からのみ示す。